

議会改革推進会議

第6回会議 次第

日時：平成30年12月12日

午後3時～

場所：議事堂大会議室

1 開会

2 平成30年度議会改革に関する行動計画に基づく取組みについて

(1) 協議事項

- ・【継続】議会広報のあり方について
- ・【継続】常任委員会のインターネット中継・録画配信について
- ・議会中継のスマートフォンでの情報受信・閲覧について

(2) 報告事項

- ・ITを活用したペーパーレス化の取組みについて
- ・議会報告会の試行結果について

3 その他

4 閉会

<資料>

- ・資料1 議会広報のあり方について（継続）
- ・資料2 常任委員会のインターネット中継・録画配信について（継続）
- ・資料3 議会中継のスマートフォンでの情報受信・閲覧について
- ・資料4 ITを活用したペーパーレス化の取組みについて
- ・資料5 議会報告会の試行結果について
- ・資料6 大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方についての基本的な考え方

議会広報のあり方について

1 第 5 回会議での協議結果

ホームページなど既存媒体をブラッシュアップし、最も情報量の多いホームページへの誘導などの工夫を検討するとともに、いわゆる議会だよりの発行・配布の試行についても検討する。

なお、試行にあたっては、効果を上げられるよう、名称や紙面の内容など、掘り下げて議論する。

2 試行発行するとした場合の広報紙の内容（たたき台）について

(1) 掲載内容（他県の例を参考）

・ 定例会の全体概要

概要、議決状況、請願の採択状況、意見書等議員提出議案

議決結果や請願の採択状況等はHPから入手可能

・ 本会議・予算特別委員会の質疑概要

各議員の質問・答弁の要約、1人1問+質問項目（通告）

- ・ 議論の過程の見せ方をどのようにするのか。どこまで要約するのか。
- ・ 新聞報道等との差別化をどう図るか。
- ・ 政務活動費との関係をどう整理すべきか。
- ・ 議事録はHP等から入手可能

・ 特別委員会、常任委員会その他議会活動の活動報告

県内行政視察、関係団体との意見交換会 など

・ その他お知らせ的事項

ケーブルテレビ放送の案内、傍聴の案内、次期定例会の日程 など

ホームページやフェイスブック・ツイッターなどのSNS、議会時報など既存の広報媒体の補完により、より効果的な広報が可能になるのではないか。

(2) 仕様

- ・ タブロイド版 カラー4色 4頁 — 他県の発行状況を踏まえ、最も多い頁数

(3) 名称

「たより」ではなく、「議会報告」など県民にしっかりとお知らせする姿勢がイメージできるものにすべきではないか。

常任委員会のインターネット中継・録画配信について

1 第 5 回会議での協議結果

委員会の運営ルールの内容を議論しながら検討する。また、機器設置等初期費用を精査するとともに、経費削減のための方策を検討する。

2 委員会の運営について

(1) 現 状

○ 正副委員長会議において、次のとおり確認・決定し、申し合わせている。

- ・委員の発言は、委員長の許可を得て必ず発言席で行うものとする。
- ・委員の発言時間については、委員長においてできるだけ委員相互間の均衡を図るとともに、委員会出席者においては、簡潔な質疑・質問及び説明・答弁に努めるなど、円滑な委員会運営に協力するものとする。

審議時間は、委員長、副委員長が適宜判断、運営（会議規則の規定を準用しない。午後の再開もあり）

○ 先例として、「報告事項の合計所要時間は、概ね 30 分以内」という事例あり。

ケーブルテレビ放送、インターネット中継を実施

(参考) 本会議、予算特別委員会における発言の取り決め

項 目	本 会 議	予算特別委員会
質問の持ち時間	・代表 (自 40 分、社・無 30 分) ・一般 (20 分) ・総括 (自 35 分、社・無 25 分)	・答弁時間を含めて 1 人 60 分 ・残余の時間は放棄
再質問の時間と回数	1 回 5 分、2 回まで	—
制限時間の表示	黄ランプ点灯・・・制限時間終了前 ・代表、総括→5 分前 ・一般 →3 分前 ・再、再々 →1 分前 赤ランプ点灯・・・制限時間終了	・終了 5 分前→黄ランプ表示 ・終了→赤ランプ表示 質問者発言中→答弁なし 点灯前に質問終了→答弁 答弁中に点灯→答弁継続

(2) 課 題

- 視聴に耐えられるよう、本会議や予算特別委員会の取り決めとの整合を図りながら、議論・時間の制約など一定のルールを設ける必要がある。
- 議員にとって有益な情報と県民にとってのそれとは異なると思われるため、特に報告事項については整理する必要がある。
- 委員会に出席する執行部との調整も必要である。

(3) 設定すべきルール (たたき台)

- ・質問の範囲と通告、通告の時期とそのし方。
- ・発言時間と回数制限

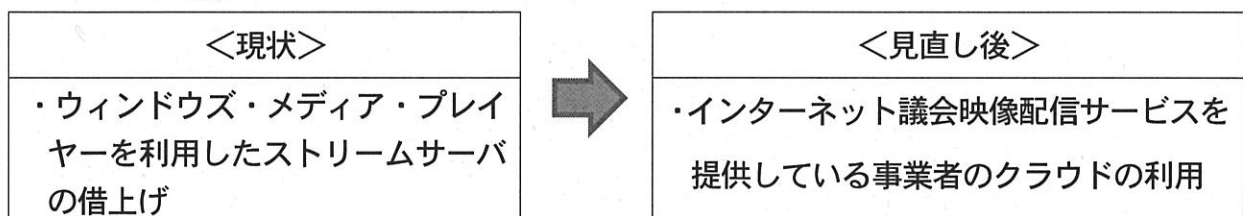
平成 30 年 12 月 12 日
議会事務局議事課

議会中継のスマートフォンでの情報受信・閲覧について

現在、本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会総括質疑について、パソコンで閲覧できる生中継（平成 20 年 9 月定例会～）及び録画中継（平成 23 年 7 月～）を行っているが、近年、スマートフォンやタブレット PC 等（以下「スマホ等」）が普及し、ホームページの閲覧もスマホ等が主流となっている。

開かれた議会を進めるため、こうした状況を踏まえ、新たな動画配信サービスを導入し、スマホ等でも議会中継を視聴できるようにするもの（予算要求中）

1 見直しの概要



2 スケジュール

- 6 月 契約締結（プログラム変更、システム間連携テストなど）
- ～11 月 プログラム変更、システム間連携等テスト
- 11 月下旬 スマホ等での視聴開始（11 月議会から）

3 要求額

- H31 : 約 120 万円（クラウド使用料+スマホ等対応機能追加初期投資）
- H32～H35 : 約 200 万円/年（クラウド使用料）

神奈川県議会におけるタブレット端末導入等によるペーパーレス化の取組み

他県では、広島県、沖縄県で導入の動きあり。

1 導入の経緯

H25 年 9 月 県庁全体の ICT 化の推進にあわせ、議会 ICT の検討を決定
H27 年 10 月 平成 28 年度における ICT の取組みとして、タブレット導入、無線 LAN の設置、クラウド型情報システムの整備を決定

＜議会 ICT 基本的な視点＞

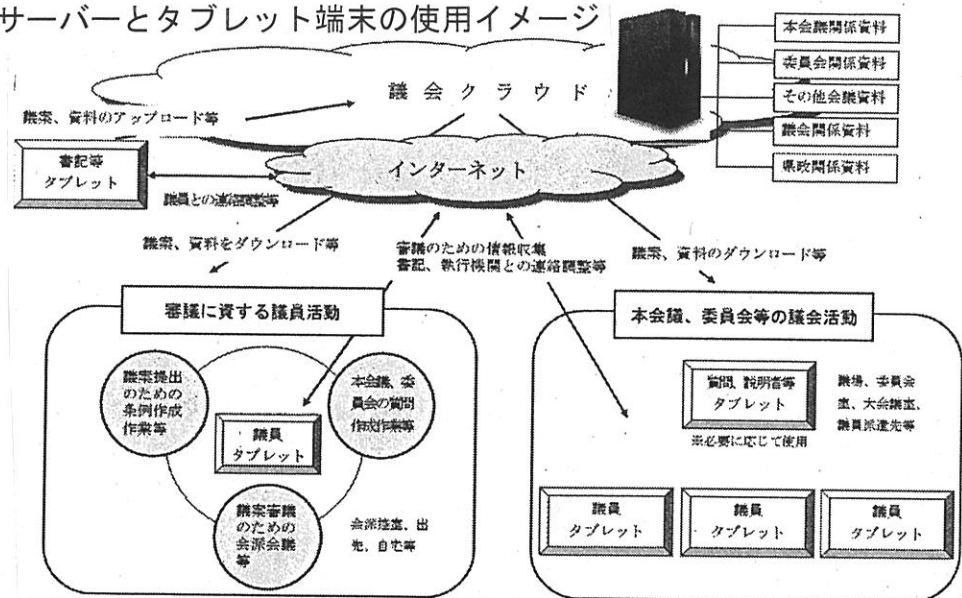
- ・情報収集機能及び情報共有機能の一層の向上
- ・関係機関との情報受伝達機能の一層の向上
- ・議会審議の一層の充実及び円滑化
- ・より開かれた議会に資するための広報・広聴機能のより一層の向上
- ・ICT 活用のための継続的な取組み
- ・議会局の事務の効率性の向上及びコスト削減

H28 年 5 月 基本方針決定
10 月 試行実施決定 (H28. 3 回定例会の 2 回目の提案説明日から)
H29 年 5 月 本格実施決定

2 概 要

区 分		内 容	備 考
タ ブ レ ッ ト 導 入	タブレット端末	・マイクロソフト Surface3 140 台 ＜付属等＞ 〔 ・マウス、ペン、ドッキングステーション ・3G/LTE 回線+WiFi 〕 ・モバイルデバイス管理システム	・議員 105 台 ・事務局 ・執行部議会担当
	クラウド型ファイル管理システム (議会クラウド)	・Side Books 〔※ショートカット未対応〕	
議会 LAN ネットワーク 〔一部を執行部ネットワークと共用〕 ※接続環境として		・サーバ 8 台 ・ファイアウォール 2 台 ・スイッチ 5 台 等 ・無線 LAN アクセスポイント ・無線 LAN 運用 S E	・3G/LTE での接続はかなり厳しい。 WiFi は必要
初 期 投 資	無線 LAN ネットワーク工事	・設計 ・電波調査 ・ネットワーク工事	
	導入経費等	・研修費用 ・タブレット再設定 (無線 LAN 導入時)	

3 クラウドサーバーとタブレット端末の使用イメージ



4 タブレット端末の使用範囲（議会運営委員会で決定）

- ・ 持込可能な会議・・・本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、協議調整の場その他議長が必要と認める会議
 - ・ 使用できる機能・・・審議等に関係する情報を収集、閲覧するなどの機能、審議の内容等を一時的に記録するためのワープロ機能、その他議長、委員長等が特に必要と認めた機能
- ※会議を録音、録画又は撮影することは禁止

5 ペーパーレス化の対象

- ・ 議案、委員会資料、委員会報告資料、議場配付資料等の会議資料、議会への報告、通知等
 - ※議案（説明資料を含む）、追加提出議案は、議員全員分を紙媒体でも配付
 - ※議案説明資料、請願陳情文書表、委員会資料は、原則、紙配付を廃止
- ・ 法令等に基づく諸報告（経営状況説明書、監査報告等）
- ・ 通知（招集通知、委員会開催通知）のうち、議会日程で予定されているもの
- ・ 質問項目 など

6 効果と課題

(1) 効果

- ・ 紙資料の削減（タブレット導入前の50%程度まで削減）
- ・ 事務の削減

(2) 課題

- ・ 端末の安定的な運用

タブレット端末の画面が固まる等の問題があり、執行部のICT環境見直しに合わせて、来年4月からモバイルPCに変更予定。

- ・ タブレット端末の利用促進（議事堂内以外での使用が低調）
- ・ 議会ICTの成果等については、現在、整理中

議会報告会（試行）と富山県PTA連合会との意見交換会の開催結果概要

- 1 日時 平成30年11月30日（金）
 15:00～16:30 県議会一般質問傍聴（奥野詠子議員の質問）、議事堂視察等
 16:30～17:15 議会報告会（試行）
 17:15～18:15 富山県PTA連合会と県議会議員との意見交換

- 2 参加者 県議会議員 14名

高野議長、山本副議長、武田議員、藤井議員、永森議員、平木議員、山崎議員
 岡崎議員、島村議員、火爪議員、吉田議員、杉本議員、笠井議員、海老議員

富山県PTA連合会会員 水谷会長はじめ25名

- 3 会場 議事堂 大会議室

- 4 議会報告会の概要

高野議長から県政報告を行った後、各会派が議会における取組みなどの活動報告をした。



- 5 意見交換会の概要

「子どもたちの健やかな成長を支える環境づくり」をテーマに、いじめや不登校対策、教員の働き方改革、子どものネットトラブル対策などについて、活発に意見を交わした。



<意見交換会のテーマ>

I いじめ、不登校問題

- ①学校におけるいじめ、不登校対策の更なる推進について
 ②子どものための家庭問題救済対策について
 ③不登校児童・生徒に対する学習面でのサポートについて

II 教員の働き方改革

- ④教員の確保対策 ⑤教員の業務スリム化の実現

III ネットトラブル対策

- ⑥親子が共に学ぶネットトラブル対策について
 ⑦ネットトラブル対策専門部門の設定について

IV その他

- ⑧教育予算の重点配分、「14歳の挑戦事業」、「親学び推進事業」の見直しについて

平成 30 年 12 月 12 日

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方についての基本的な考え方

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方についての基本的な考え方は、下記のとおりとし、具体化に向けての進め方等は、他県の事例などを調査研究しながら、検討していくものとする。

なお、万が一の災害等の発生に備えて、議員の安否確認、被災情報等の共有を行うため、メーリングリスト等を活用し、災害時情報システムとして整備するものとする。

記

- 1 県議会は、県災害対策本部（執行部）が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。その際、災害情報の収集・提供・共有、災害対策本部に対する要望・要請等は、議会事務局に窓口を設けて行うものとする。
- 2 また、議員は、それぞれの地域において、率先して被災者の救済や避難所運営の支援、情報の収集・伝達などの活動を行うものとする。
- 3 議会としての提言・提案機能を有効に発揮して、国や関係機関に対し、要望・提案活動を積極的に行うものとする。